

(案)

報道資料

平成19年4月18日
総務省

電波利用料に関する意見の募集

総務省では、次期（平成20年度～平成22年度）電波利用料制度の見直しに資するため、平成19年4月16日から「電波利用料制度に関する研究会」（座長：多賀谷一照 法経学部教授）を開催しているところです。

今般、同研究会における検討に資するため、以下のとおり、無線局免許人等広く皆様から意見を募集いたします。

総務省では次期電波利用料制度の見直しに資するため参考1のとおり「電波利用料制度に関する研究会」を開催しているところです。

今般、同研究会において、今後検討すべき論点の整理を行い、検討を深めていくため、参考2、参考3の電波利用料制度の現状及び下記関係資料を踏まえ、次のポイントについて無線局免許人等広く皆様から別紙の要領で意見を募集いたします。

なお、いただいたご意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨ご了承願います。

1 電波利用料の用途について

電波利用料の用途は、不法無線局対策、無線局監査事務の効率化等、「電波の適正な利用の確保に関し」、「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務」と法定されています。

今般、次期電波利用料の見直しにあたり、今後の用途の在り方、新たに措置すべき施策等の観点から、意見を募集します。

2 電波利用料の料額について

電波利用料の料額は、必要な電波利用共益費用（用途）の財源に充てるため、必要となる負担額について法定しています。

今般、次期電波利用料制度の見直しにあたり、受益と負担の関係の明確化等、今後の料額の在り方、措置すべき点等について意見を募集します。

3 電波利用料の制度について

電波利用料の制度は、平成5年4月に制度化されたもので、電波利用の拡大に伴う不法無線局対策等の電波行政事務の経費に充てるものとして、その行政事務の受益者である無線局免許人に対して負担を求める、いわば広義の手数料として法定化されてきました（<http://www.tele.soumu.go.jp/j/fees/purpose/index.htm>）。

今般、次期電波利用料制度の見直しにあたり、電波利用料制度のしくみ等について、意見を募集します。

<関係資料>

電波利用料制度に関する研究会の開催報道資料（平成19年4月13日）

電波利用料制度に関する研究会第1回資料（平成19年4月16日）

電波利用料制度について（電波利用ホームページ）

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/fees/index.htm>

平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/yuko/pdf/050325_1.pdf

（連絡先）

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

担 当：越後課長補佐、望木係長、本庄、納見

電 話：（直通）03-5253-5880

F A X： 03-5253-5882

意見募集要領

1 意見募集の対象

次期電波利用料の見直しに関する意見

2 資料入手方法

総務省のホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室にて配布いたします。

3 意見書の提出方法

意見は書面により様式に従い、日本語にて提出してください。また、提出者の氏名・住所（法人又は団体の場合は名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレスを明記の上、平成19年（2007年）5月9日（水）午後5時までに郵送、FAX又は電子メールにより提出してください。

<郵送する場合>

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室 あて

平成19年5月9日（水）必着

※併せて意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出するようお願いします。磁気ディスク等の条件は以下のとおりです。

- 磁気ディスク:3.5インチ、2HD
- フォーマット形式:1.44MBのMS-DOSフォーマット
- ファイル形式:テキストファイル又はマイクロソフト Wordファイル(他のファイル形式とする場合は電波利用料企画室担当までお問合せください。)
- 磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ了承願います。

< F A X を利用する場合 >

F A X 番号 : 0 3 - 5 2 5 3 - 5 8 8 2

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室 あて

※電波利用料企画室担当に電話連絡後、送付してください。なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

< 電子メールを利用する場合 >

電子メールアドレス : seido-line_atmark_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室 あて

※ スпамメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は原則としてテキストファイル又はマイクロソフト Word ファイルとし、他の形式にする場合は電波利用料企画室担当にお問合せください。）として提出してください。なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっておりますので、それを超える場合はファイルを分割するなどして提出してください。

4 留意事項

意見が1, 000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) 等に掲載いたします。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあってはその名称）やその他属性に関する情報は公表いたします。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局電波部
電波政策課電波利用料企画室 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電波利用との関係(注2)

電話番号

電子メールアドレス

電波利用料に関し、下記のとおり意見を提出します。(注3)

1 用途について
2 料額について
3 制度について

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

注2 あなたと電波利用との関係について記入下さい(例:「〇〇無線局の免許人」等)。

注3 該当欄のみ記入下さい。記入欄が足りない場合は適宜別紙を用意下さい。用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別紙にはページ番号を記載して下さい。